

加古川市営住宅管理審議会公開要領

平成 29 年 12 月 7 日建設部長決定

令和 3 年 4 月 20 日一部改正

(目的)

第 1 条 この要領は、加古川市営住宅管理審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第 2 条 傍聴人とは、審議会の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

(審議会の傍聴)

第 3 条 審議会の会議は、原則として傍聴することができる。ただし、会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴を認めないことができる。

- (1) 加古川市情報公開条例（平成 10 年条例第 27 号。以下「条例」という。）第 5 条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合
- (2) 公開しないことを条件に提供された情報に及ぶ事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合

2 事務局は、会議の名称、日時、場所、議題及び傍聴手続き等を、概ね開催日の 2 週間前から、ホームページ等で周知する。

3 傍聴人は、市内に在住する者とし、定員は審議会の開催場所等を勘案して、概ね 10 人を目安に、会長が会議開催の都度定める。ただし、加古川記者クラブ名簿に登録された報道関係者（以下「報道関係者」という。）はこの限りではない。

(傍聴の手続き)

第 4 条 審議会の傍聴希望者は、審議会開会 30 分前から 10 分前までに、会場入口の受付で傍聴を希望することを申し出なければならない。

2 傍聴希望者が前条第 3 項の定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(会場に入ることができない者)

第 5 条 次に該当する者は、会場に入室できない。

- (1) 他人に危害を加えるおそれのある物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器等で審議会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者
- (4) 前各号に定めるもののほか、会長が議事進行上の支障になると認める者
(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (2) 審議会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音の禁止)

第7条 傍聴人は、会場において撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を受けた報道関係者はこの限りではない。

(傍聴人の退場)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合、傍聴人を退場させることができる。

- (1) 第3条第1項各号に該当すると認められるとき
- (2) 前2条に違反する場合で、会長がこれを制止し、その命令に従わないとき

(事務局の指示)

第9条 傍聴人は、事務局の指示に従わなければならない。

(会議議事録の公開)

第10条 議事録は原則として公開する。ただし、次の事項については、この限りでない。

- (1) 発言した者の氏名

- (2) 発言した者の氏名が識別され得ると会長が認める事項
- (3) 条例第5条各号に該当すると認められる情報を含む事項
- (4) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると
会長が認める事項

(補則)

第11条 この要領に定めのないものについては、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年12月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月20日から施行する。